

郵政改革法案要綱（案）

一 総則

(1) 目的

郵政改革（郵政民営化により郵政事業の実施主体が日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（「機構」）に分割されるとともに日本郵政株式会社がその保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分するものとされたこと等の結果、郵政事業の経営基盤が脆弱となり、その役務を郵便局で一体的に利用することが困難となるとともにあまねく全国において公平に利用できることについての懸念が生じていて、事態に対処して、郵政事業の経営形態を見直し、郵政事業に係る基本的な役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようになるとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保するための郵政事業の抜本的な改革）について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後

の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めることにより、これを総合的に推進する。

(2) 基本理念

郵政改革は、郵政事業が国民生活及び国民経済並びに地域社会において果たしてきた役割を踏まえ、郵政事業の経営の自主性、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性並びに地域経済の健全な発展及び民間の経済活力の向上への寄与を旨とするとともに、郵政事業における労働環境の整備及び郵政事業と地域経済との連携に配慮しつつ、公共サービス基本法第三条の基本理念にのつとり、国民の権利として郵政事業に係る基本的な役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようになるとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保し、並びに長年にわたり国民共有の財産として築き上げられた郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の公益性及び地域性が十分に發揮されるようにするための措置を講じ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展並びに豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを基本として行われるものとする。

(3) 国等の責務

国は、(2)の基本理念にのつとり、郵政改革に関する施策を総合的に策定し、及び確実かつ円滑に実施する責務を有する。郵政事業の実施主体は、(2)の基本理念にのつとり、郵政改革に関する施策が確実かつ円滑に実施されるよう必要な取組を行う責務を有する。

(4) 以上のほか、所要の定義規定を設ける。

(第一条～第四条関係)

二 郵政改革の基本方針

- (1) 日本郵政株式会社は、平成二十三年十月一日に、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の業務並びに権利及び義務を合併により承継するものとする。
- (2) 政府は、常時、日本郵政株式会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を保有するものとする。
- (3) 日本郵政株式会社は、常時、郵政事業に係る基本的な役務を提供するための契約を締結した銀行及び生命保険会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を、それぞれ保有するものとする。

(4) 日本郵政株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一體的に利用できるようになるとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

(5) 機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとする。

(6) 郵便局ネットワークは、地方公共団体から委託された特定の業務を取り扱うことができるものとすること等により、地域住民の利便の増進に資する業務を行うための拠点として活用されるものとする。

(7) この法律又は関係法律の規定に基づく郵政事業の実施主体に対する政府の関与の実行は、当該実施主体に課される義務の内容に照らして必要最小限のものとする。

(8) 郵政事業は、同種の業務を行う事業者の事業環境に与える影響を踏まえ、当該事業者との競争条件の公平性に配慮して行われるものとする。

(9) 郵政事業は、中小企業の振興その他の地域経済の健全な発展及び民間の経済活力の向上に寄与するよ

う配慮して行われるものとする。

(10) 政府は、小規模な郵便局において行われる業務に関する検査及び監督について、(4)の趣旨を尊重し、当該郵便局の業務の円滑な遂行に配慮して行うものとする。

(11) 日本郵政株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るために、その経営の状況に関する情報を公表するものとする。

(12) 政府は、この法律の施行後三年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(第五条～第十六条関係)

三 郵政改革推進委員会

内閣府に、郵政改革推進委員会（「委員会」）を置く。

(1) 所掌事務：内閣総理大臣及び総務大臣の諮問に応じ、①関連銀行、関連保険会社（日本郵政株式会社

法第二条に規定する関連銀行、関連保険会社等の業務に係る政策に関する重要な事項及び八(3)、九(3)の勧告の判断基準を調査審議すること、②八(3)、九(3)の勧告に係る意見を述べること。

(2) 二年の任期で内閣総理大臣が任命する委員十人をもつて組織するものとするほか、委員会の運営について所要の規定を設ける。

(3) 郵政改革に係る特定日（①②のいずれか遅い日）まで設置するものとする。

① 関連銀行に係る特定日（ア、イのいずれにも該当することとなつた日（ア・政府が保有する日本郵政株式会社の議決権の総株主の議決権に対する割合が百分の五十以下であること、イ・日本郵政株式会社が保有する関連銀行である郵便貯金銀行の議決権の総株主の議決権に対する割合が百分の五十以下であること又は郵便貯金銀行が関連銀行でないこと））

② 関連保険会社に係る特定日（ア、イのいずれにも該当することとなつた日（ア・①のア、イ・日本郵政株式会社が保有する関連保険会社である郵便保険会社の議決権の総株主の議決権に対する割合が百分の五十以下であること又は郵便保険会社が関連保険会社でないこと））

（第十七条～第二十五条関係）

四 日本郵政株式会社

(1) 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、日本郵政株式会社を吸収合併存続会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社を吸収合併消滅会社とし、平成二十三年十月一日を効力発生日とする合併をするものとする。

(2) 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、合併に関する実施計画を共同して作成し、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(3) 日本郵政株式会社の業務の開始及び業務等に関し、貨物利用運送事業法等の特例、郵政民営化法の廃止に伴う経過措置等の所要の規定を設ける。

(第二十六条～第五十四条関係)

五・七 郵便貯金銀行、郵便保険会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

郵便貯金銀行、郵便保険会社、機構に関し、銀行法、保険業法の特例、郵政民営化法の廃止に伴う経過

措置並びに八(1)及び九(1)の届出の特例等の所要の規定を設ける。

(第五十五条)第六十三条関係)

八 関連銀行

(1) 関連銀行は、日本郵政株式会社に銀行窓口業務（施行日後の日本郵政株式会社法第二条第一項に規定する銀行窓口業務）を行わせる前に、関連銀行及びその子会社が行う業務の内容及び方法を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない（届け出た事項を遵守しなければならないものとする（変更後も同様）。

(2) (1)で届け出た事項は、以下に適合するものでなければならないものとする。

① 関連銀行の業務のうち、外貨預金の受入れその他の政令で定める業務等に該当するものについて、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと。

② 関連銀行の子会社のうち、証券専門会社、保険会社等（主として関連銀行のために従属業務を専ら営む会社等を除く。）に該当するものが行う業務について、同種の業務を行う事業者との競争条件の

公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと。

(3) 関連銀行が、銀行等を子会社としていないこと（やむを得ない事由による場合として内閣府令・総務省令で定める場合を除く。）。

(3) 内閣総理大臣又は総務大臣は、(1)で届け出た事項が(2)に適合していないとき等は、関連銀行に対し、必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができるものとする。

(4) 内閣総理大臣又は総務大臣は、(3)の勧告をしようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならぬものとする。

(5) 内閣総理大臣又は総務大臣は、(3)の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならないものとする。

(6) 内閣総理大臣又は総務大臣は、(1)(2)等の規定の施行に必要な限度において、関連銀行に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(7) 三(1)のうち関連銀行に係る部分及び八(1)～(6)の規定は、三(3)①の関連銀行に係る特定日以後は、適用しないものとする。

九 関連保険会社

- (1) 関連保険会社は、日本郵政株式会社に保険窓口業務（施行日後の日本郵政株式会社法第二条第二項に規定する保険窓口業務）を行わせる前に、関連保険会社及びその子会社が行う業務の内容及び方法を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならず、届け出た事項を遵守しなければならないものとする（変更後も同様）。
- (2) (1)で届け出た事項は、以下に適合するものでなければならないものとする。
- ① 関連保険会社の業務のうち、保険の種類のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受け等に該当するものについて、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと。
- ② 関連保険会社の子会社のうち、銀行、証券専門会社等（主として関連保険会社のために従属業務を専ら営む会社等を除く。）に該当するものが行う業務について、同種の業務を行う事業者との競争条

件の公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと。

(3) 関連保険会社が、保険会社等を子会社としていないこと（やむを得ない事由による場合として内閣府令・総務省令で定める場合を除く。）。

(3) 内閣総理大臣又は総務大臣は、(1)で届け出た事項が(2)に適合していないとき等は、関連保険会社に対し、必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができるものとする。

(4) 内閣総理大臣又は総務大臣は、(3)の勧告をしようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならぬものとする。

(5) 内閣総理大臣又は総務大臣は、(3)の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならないものとする。

(6) 内閣総理大臣又は総務大臣は、(1)(2)等の規定の施行に必要な限度において、関連保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(7) 三(1)のうち関連保険会社に係る部分及び九(1)～(6)の規定は、三(3)②の関連保険会社に係る特定日以後は、適用しないものとする。

(第六十七条～第六十九条関係)

十 雜則

権限の委任、政令への委任について、所要の規定を設ける。

(第七十条・第七十一条関係)

十一 罰則

罰則について、所要の規定を設ける。

(第七十二条～第七十六条関係)

十二 附則

この法律は、平成二十三年十月一日（施行日）から施行する。ただし、次の規定はそれぞれ以下の日から施行する。

(1) 一、二、四(1)(2)、四(3)のうち施行日前に届出等を可能とする規定、十及び十一この法律の公布の日

(2) 四(3)のうち郵政民営化法の廃止に伴う経過措置の規定及び五・七(八(1)及び九(1))の届出の特例に係る部分等を除く。)

この法律の公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日(郵政民営化法の廃止の日)

(3) 三並びに五・六のうち八(1)及び九(1)の届出の特例に係る部分の規定

この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(委員会の設置の日)